

[事案 21-116] 生存祝金支払請求

- ・平成 22 年 1 月 27 日 裁定申立て
- ・平成 22 年 3 月 3 日 不受理決定

< 事案の概要 >

平成 20 年に保険会社に対し、未受領の祝金に関する確認を依頼したところ、「既に平成 6 年に私の口座に支払済みである」旨通知を受けたが、自らはその口座を認知しておらず、同 6 年に担当職員に祝金請求書を手渡したこともない。祝金を支払ってほしい。

< 不受理の理由 >

本件は、平成 6 年当時の担当職員との祝金請求書の授受に係る部分が申立ての当否を判断するに際して極めて重要な要素となるが、これに係る申立人の言い分と保険会社の言い分が先鋭に対立しており、当時の状況について慎重な事実認定が必要と考えられる。しかし、当時から既に 16 年が経過していること、当事者双方どちらの言い分が真実であるかを判断するための客観的証拠が乏しいことなどから、公正な判断を行うためには、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続きをもたない審査会において裁定を行うことは適当でないと判断し、生命保険相談所規程 32 条 (5) にもとづき、申立てを不受理とした。